

所管部課		まちづくり部 下水道課		部長		佐藤 達也				
件 名		東大和市指定排水設備工事事業者規則の一部を改正する規則について				区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市住民基本台帳事務取扱規則								
	部課機関	行政管理部 市民課								
1. 要 旨 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律により、在留外国人に対して在留カード又は特別永住者証明書とマイナンバーカードの機能を一体化した「特定在留カード又は特定特別永住者証明書」の交付申請が、令和8年6月14日から導入される。このことから、本規則における指定排水設備工事事業者の指定及び指定の更新時の添付書類に係る規定及び様式について、法律の改正内容に対応するため、所要の改正を行うものである。 (1) 主な改正内容 ①第2条第1号中、「在留カード又は特別永住者証明書」を「在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書又は特定特別永住者証明書」に改める。 ②規則に定める様式（第1号様式及び第3号様式）について、所要の改正を行う。 (2) 施行日 令和8年6月14日										
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において事前審査済み										
3. 留意事項（問題点等）										
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。										
5. 審議結果 決定										